

広島県の「頑張る飲食事業者応援給付金」又は
「頑張る飲食店納入事業者補助金」の対象とならない
飲食関連事業を営む皆様へ！
宿泊業、旅行業を営む皆様へ！

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上げが減少した事業者で飲食関連事業、宿泊業、旅行業を営む皆様を支援します。

■支援額
30万円
1事業者当たり

□対象要件・対象業種

- 市内に事業所等を有し、下記表に定める業種を事業として営んでいる者
- 令和2年12月から令和3年2月のいずれかひと月の売上金額が前年同月比で30パーセント以上減少した者
- 対象業種

大分類	中分類	小分類
卸売業	飲食料品卸売業	全業種
製造業	食料品製造業	全業種
	飲料・たばこ・飼料製造業	酒類製造業
生活関連サービス業	その他の生活関連サービス業	旅行業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	全業種
	持ち帰り・配達飲食サービス業	全業種

○事業者の例示

- ・飲食料品の卸売業及び食料品製造業(菓子製造等を含む) ※小売業は除きます。
- ・酒類製造免許を持つ酒類製造業者(市内の蔵元など)
- ・国内旅行業務取扱管理者を持つ旅行者(旅行代理店など)
- ・旅館業営業許可を持つ宿泊業者
(県の「頑張る飲食事業者応援給付金」で支援を受けることのできる宿泊業者を除く)
- ・飲食店営業許可証を持つ配達飲食サービス業(仕出し、テイクアウト専門店等) など

□申請受付期間 令和3年3月15日(月)～令和3年4月23日(金)

□申請方法 原則、郵送での申請をお願いします。

詳しくは、別紙をご覧ください。裏面に県の制度概要を記載しております。

■広島県頑張る飲食事業者応援事業補助金 事業対象者(給付要件)

対象者(支給要件)

広島県内の飲食店等を経営する法人または個人であって、次の全てに該当する者(宅配専門店・テイクアウト専門店等を除く)※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店(

- ①広島県内に店舗があること。
- ②広島県内に本社があること。
- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主であること)
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業許可(1類または3類)または喫茶店営業許可(1類)を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること(新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。)
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」で、アクリル板等パーテーションを適切に設置する(※1)など、感染予防対策をとっていること(予定も含む)
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑧県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨今後も事業を継続する意思があること。

【サポートセンター】

082-513-2845(受付時間:8時30分から17時まで)

※1 ①飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金、②飲食店におけるパーテーション設置促進補助金をご利用いただけます。(申請は1店舗につき、それぞれ1回限りですので、過去に本補助金を申請された方はご利用できません。ご注意ください。)

■広島県頑張る飲食店納入事業者応援事業補助金 事業対象者(給付要件)

対象者(支給要件)

県内の飲食店と直接取引がある県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者

- ①広島県内に本社があること。
- ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業主を含む)
- ③令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。
- ④県内の飲食店(飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類)と定期的な取引を行っていること。※デリバリー、テイクアウト専門店等との取引は対象になりません。
- ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑦今後も事業を継続する意思があること。
- ⑧広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。

<対象取引例>

財(製造・卸)	食材、食品、酒類、飲料、割り箸、おしぼり など
サービス	清掃、クリーニング、花、運転代行、ごみ廃棄 など

※社会通念上、飲食店に納入される財・サービスを対象としています。